

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 29 年 12 月 8 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-02 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破砕施設 処理する産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 3 種類		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	紙くず 6 3 . 8 t / 日 (2 4 時間) 木くず 9 4 . 7 t / 日 (2 4 時間) 繊維くず 5 6 . 6 t / 日 (2 4 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 . 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 . 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 . 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可の状況

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書換

平成 29 年 11 月 6 日 処理する産業廃棄物の種類の表記変更による書換

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 29 年 12 月 8 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許 可 の 年 月 日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-03 号
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物、水 銀使用製品産業廃棄物 又は水銀含有ばいじん 等が含まれる場合は、そ の旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破砕施設 処理する産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 3 種類		
設 置 場 所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処 理 能 力	紙くず 4 3 . 6 t / 日 (2 4 時間) 木くず 9 7 . 4 t / 日 (2 4 時間) 繊維くず 9 7 . 4 t / 日 (2 4 時間)		
許 可 の 条 件	な し		
規則第 11 条第 8 項の 規 定 に よ る 許 可 証 の 提 出 の 有 無	無		
留 意 事 項	1 . 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 . 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 . 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可の状況

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書換

平成 29 年 11 月 6 日 処理する産業廃棄物の種類の表記変更による書換

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 29 年 12 月 8 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-04 号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物、水 銀使用製品産業廃棄物 又は水銀含有ばいじん 等が含まれる場合は、そ の旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破砕施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 2 種類		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	廃プラスチック類 105.8 t / 日 (24 時間) ゴムくず 137.3 t / 日 (24 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の 規定による 許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可の状況

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書換
平成 29 年 11 月 6 日 処理する産業廃棄物の種類の表記変更による書換

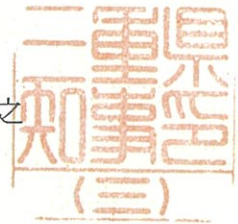
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年11月1日

住所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80 番地 1
氏名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 一 見 勝 之



許可の年月日	平成 26 年 11 月 12 日	許可番号	26 四地防第 1016 号の 2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻 (廃活性炭に限る。水銀含有ばいじん等除く。)、動植物性残さ、汚泥 (有機性に限る。水銀含有ばいじん等除く。) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 8 種類		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80-1		
処理能力	廃プラスチック類 104.8 t / 日 (24 時間) ゴムくず 135.8 t / 日 (24 時間) 紙くず 148.5 t / 日 (24 時間) 木くず 126.2 t / 日 (24 時間) 繊維くず 96.7 t / 日 (24 時間) 燃え殻 (廃活性炭に限る。水銀含有ばいじん等除く。) 685.4 t / 日 (24 時間) 動植物性残さ 601.2 t / 日 (24 時間) 汚泥 (有機性に限る。水銀含有ばいじん等除く。) 661.4 t / 日 (24 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴 裏面のとおり

平成 29 年 11 月 6 日

処理する産業廃棄物の種類の表記変更による書き換え

令和 5 年 10 月 25 日

処理する産業廃棄物の種類の変更

(燃え殻(廃活性炭に限る。水銀含有ばいじん等除く。)、
動植物性残さ、汚泥(有機性に限る。水銀含有ばいじん等除く。)の
追加)による書き換え

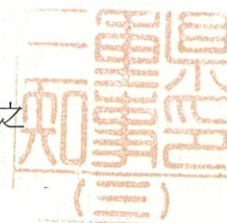
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6 年 2 月 7 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 一 見 勝 之



許 可 の 年 月 日	令和 6 年 2 月 7 日	許 可 番 号	5 四地防第 1015 号の 3
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類		
設 置 場 所	三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1		
処 理 能 力	廃プラスチック類 104.8 t / 日（24 時間） 紙くず 148.5 t / 日（24 時間） 木くず 126.2 t / 日（24 時間） 繊維くず 96.7 t / 日（24 時間） ゴムくず 135.8 t / 日（24 時間）		
許 可 の 条 件	な し		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

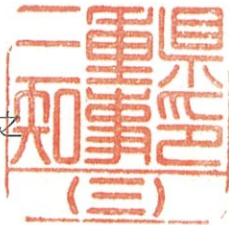
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6 年 12 月 5 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 一 見 勝 之



許 可 の 年 月 日	令和 6 年 12 月 5 日	許 可 番 号	6 四地防第 1015 号の 2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くず又はがれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類		
設 置 場 所	三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1		
処 理 能 力	廃プラスチック類 375.2 t / 日（24 時間） 紙くず 125.6 t / 日（24 時間） 木くず 215.2 t / 日（24 時間） 繊維くず 123.2 t / 日（24 時間） ゴムくず 133.6 t / 日（24 時間） 金属くず 96.1 t / 日（24 時間） ガラスくず等 96.7 t / 日（24 時間） がれき類 95.1 t / 日（24 時間）		
許 可 の 条 件	な し		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		